

(別紙)

### 〔 重点清掃区域 〕

- ①重点清掃区域の清掃場所及びごみ集積所は、各地区自治会連合会会長が指定します。
  - ・指定場所以外にごみを集積されても収集しません。
- ②ごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類に分別してください。
  - ・「空き缶、空きびん」は「燃やせないごみ」です。
  - ・「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」は「燃やせるごみ」です。
- ③午前10時30分からごみ収集を開始します。
  - ・収集開始時刻までに清掃を終え、ごみを指定場所に集積してください。
- ④動員要請があった人数を、確実に重点清掃区域の集合場所に派遣してください。
- ⑤ごみ収集用の透明ビニール袋は、自治会連合会が配布します。
  - ・「環境美化の日専用ごみ袋」や「環境美化ボランティア袋」、「市指定袋（有料袋）」は使用しないでください。

### 〔 一般清掃区域 〕

- ①一般清掃区域は、道路・公園・公民館等の公共の場所とし、ごみ集積所（原則3か所以内）は、各自治会会長が指定します。
  - ・家庭からのごみは出さないようにお願いします。
  - ・ごみ集積所は、収集車が積み込みしやすい、広い道路沿いに設定してください。
  - ・指定場所以外にごみを集積されても収集されません。
- ②市環境業務課に実施計画書を必ず提出して下さい。提出がない場合収集されません。
- ③ごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類に分別してください。
  - ・「空き缶、空きびん」は「燃やせないごみ」です。
  - ・「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」は「燃やせるごみ」です。
- ④午前10時30分からごみ収集を開始します。
  - ・収集開始時刻までに清掃を終え、ごみを指定場所に集積してください。
- ⑤ごみ収集用の透明ビニール袋は、自治会連合会が配布します。
  - ・「環境美化の日専用ごみ袋」や「環境美化ボランティア袋」、「市指定袋（有料袋）」は使用しないでください。

## 〔 特に注意を要するごみの出し方 〕

### ◆剪定した木の枝や草について

- ・バラのままでは収集できません。
- ・木の枝は、長さ1m未満・直径12cm以内に切り、ヒモでしっかり縛ってください。
- ・草は、ヒモでしっかり束ねるか、透明なビニール袋に入れてください。

### ◆放置されている粗大ごみ（自転車含む）やリサイクルが義務付けられている家電品について

- ・投棄者を調査する必要がありますので、現場から動かさないで、見つけ次第環境業務課（21-1762）へご連絡ください。

### ◆道路側溝の排土の処理について

- ・道路側溝の清掃で出た排土の処理は、計画書に予想される数量を記入します。
- ・旧宮崎市域については、当日以降に収集します。
- ・旧4町域については、翌日以降に収集します。
- ・「土のう袋」等の丈夫な袋に入れ、指定場所に出してください。

※「土のう袋」は、環境業務課、道路維持事務所、各総合支所、各地域センター、各地域事務所で配布を予定しています。

## 〔 屋外作業時の注意事項 〕

1. 山や草むらでの活動の際「ダニ」に咬まれないよう帽子、手袋、長袖、長ズボン等を着用し、肌の露出を少なくしてください。

また、「ダニ」に咬まれたときは、無理に引き抜こうとせず医療機関（皮膚科など）で処理してください。

2. 「草刈機」の使用をする場合、ヘルメット、保護メガネ、手袋等の保護具を必ず装着し、周囲15メートル以内に人がいないか確認して作業をして下さい。  
また、刃に詰まった草等を取り除く時は必ず機器を停止して下さい。